

# 第 56 回通関士試験

## 『 3 』

### 通関書類の作成要領その他通関手続の実務

#### 試験問題 (時間 1 時間 40 分)

##### 注意事項

- 1 問題の解答は、別紙の答案用紙に記入してください。
- 2 答案用紙に氏名、受験地及び受験番号を忘れずに記入してください。
- 3 問題集及び答案用紙の再交付はいたしません。
- 4 第1問の輸出統計品目表（抜粋）及び関税率表解説（抜粋）、第2問の実行関税率表（抜粋）及び関税率表解説（抜粋）は別冊に掲載されております。
- 5 第3問から第7問までの問題については、解答のすべてが正解した場合のみ得点が与えられます。

【選択式・計算式】 —— 第1問5点 第2問15点 ——

第1問 輸出申告

別紙1の仕入書及び下記事項により、機械等の輸出申告を輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)を使用して行う場合について、別紙2の輸出申告事項登録画面の統計品目番号欄((a)～(e))に入力すべき統計品目番号を、輸出統計品目表の解釈に関する通則に従い、別冊の「輸出統計品目表」(抜粋)及び「関税率表解説」(抜粋)を参照して、下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

記

- 1 別紙1の仕入書に記載されている品目に統計品目番号が同一であるものがある場合には、これらを一の統計品目番号にとりまとめる。
- 2 統計品目番号ごとの申告価格が20万円以下であるもの(上記1によりとりまとめたものを含む。)がある場合には、その統計品目番号が異なるものであっても、これらを一括して一欄にとりまとめる。
- 3 上記2による場合に輸出申告事項登録画面に入力すべき統計品目番号は、上記2によりとりまとめ前の統計品目番号ごとの申告価格(上記1によりとりまとめたものについては、その合計額)が最も大きいものの統計品目番号とし、10桁目は「X」とする。
- 4 輸出申告事項登録画面に入力する統計品目番号((a)～(e))は、その統計品目番号ごとの申告価格(上記1及び2によりとりまとめたものについては、その合計額)が大きいものから順に入力するものとする。
- 5 別紙1の仕入書に記載されている米ドル建価格の本邦通貨への換算は、別紙3の「実勢外国為替相場の週間平均値」を参照して行う。
- 6 別紙1の仕入書に記載されているそれぞれの品目の価格(工場渡し価格)とは別に、これらの品目がアメリカの輸入港に到着するまでの費用等として、次の費用等の額が支払われる。それらの費用等の額は、これらの品目の工場渡し価格に一定の割合を乗じて算出した額に相当する額であり、その割合は次のとおり。

イ	輸出者(売手)の工場から輸出港に到着するまでの運送に要する運賃	8%
ロ	輸出港における貨物の船積みに要する費用	5%
ハ	輸出港から輸入港に到着するまでの海上運送に要する運賃及び保険料	10%
- 7 別紙1の仕入書に記載されている「Unmanned helicopter, of an unladen weight of 80 kg and with maximum take-off weight of 120 kg」は、操縦士が搭乗せずに飛ぶように設計した遠隔制御飛行専用のものであり、旅客の輸送用に設計されたものでなく、また、娯楽用に設計された玩具でないものとする。
- 8 別紙1の仕入書に記載されている「Light-emitting diode(LED) light source」は、電源供給用の素子を自蔵し、また、照明器具への装着及び交換を容易にし、物理的及び電気的接触を確保するように設計されたキャップを有するものとする。
- 9 申告年月日は、令和4年10月3日とする。

① 7009.91-0003	② 8477.10-0004	③ 8485.20-0006
④ 8526.91-000X	⑤ 8539.51-000X	⑥ 8539.52-000X
⑦ 8541.41-000X	⑧ 8543.70-0001	⑨ 8544.70-1001
⑩ 8802.11-0004	⑪ 8806.24-0004	⑫ 8806.94-0004
⑬ 9001.10-1001	⑭ 9001.90-0003	⑮ 9002.90-0001

## INVOICE

## Seller

ABC COMPANY  
1-1, Kasumigaseki 3-chome,  
Chiyoda-ku, Tokyo, JAPAN

**Invoice No. and Date**

ABC-330701 Sep. 15th, 2022

Reference No. FRB-220710

Buyer XYZ Corp. 1125 E 8th Street Los Angeles, CA 90079		Country of Origin	Japan		
		L/C No.	Date LAIB-1002 Sep. 8th, 2022		
Vessel Taiyo Maru		On or about Oct. 5th, 2022			
		From Via Tokyo, Japan			
To Los Angeles, U.S.A.		Issuing Bank LA International Bank			
Marks and Nos.		Description of Goods	Quantity	Unit Price	Amount
			Unit	per Unit	EXW US\$
XYZ		Machine for 3D printing, by rubber deposit	2	10,000.00	20,000.00
LOS ANGELES		Optical fibre cable, made up of individually sheathed fibres, of glass	600	20.00	12,000.00
		Glass mirror, optically worked and unmounted	30	350.00	10,500.00
		Unmanned helicopter, of an unladen weight of 80 kg and with maximum take-off weight of 120 kg	1	7,000.00	7,000.00
		Light-emitting diode (LED) light source	135	10.00	1,350.00
		Global positioning system (GPS) receiver	40	30.00	1,200.00
Total : 100 Packages		Total : EXW TOKYO	US\$	52,050.00	
N/W :	10,200kgs				
G/W :	11,500kgs	ABC COMPANY			
(Signature)					

輸出申告事項登録(大額)		入力特定番号						
<input type="checkbox"/> 共通部 <input type="checkbox"/> 繰返部								
大額・少額識別 <input type="checkbox"/> 申告等種別 <input checked="" type="checkbox"/> 申告先種別 <input type="checkbox"/> 貨物識別 <input type="checkbox"/> あて先官署 <input type="checkbox"/> あて先部門 <input type="checkbox"/> 申告予定年月日								
輸出者	ABC COMPANY							
住所	TOKYO TO CHIYODA KU KASUMIGASEKI 3-1-1							
電話								
申告予定者								
貯置場所								
貨物個数	100	PK	貨物重量	11,500	KGM	貨物容積		
貨物の記号等								
最終仕向地	USLAX	-			船(機)籍符号	<input type="checkbox"/>		
積出港	JPTYO				貿易形態別符号	<input type="checkbox"/>		
積載予定船舶	TAIYO MARU				出港予定年月日	20221005		
インボイス番号	A	-	ABC-330701	-	20220915			
インボイス価格	EXW	-	USD	-	52,050.00	-	A	

輸出申告事項登録(大額) 入力特定番号

共通部 繰返部

<1欄>統計品目番号  (a)

数量(1)   数量(2)

BPR按分係数  BPR通貨コード

他法令 (1)  (2)  (3)  (4)  (5)

輸出貿易管理令別表コード  外為法第48条コード  関税減免戻税コード

内国消費税免税コード  内国消費税免税識別

<2欄>統計品目番号  (b)

数量(1)   数量(2)

BPR按分係数  BPR通貨コード

他法令 (1)  (2)  (3)  (4)  (5)

輸出貿易管理令別表コード  外為法第48条コード  関税減免戻税コード

内国消費税免税コード  内国消費税免税識別

<3欄>統計品目番号  (c)

数量(1)   数量(2)

BPR按分係数  BPR通貨コード

他法令 (1)  (2)  (3)  (4)  (5)

輸出貿易管理令別表コード  外為法第48条コード  関税減免戻税コード

内国消費税免税コード  内国消費税免税識別

<4欄>統計品目番号  (d)

数量(1)   数量(2)

BPR按分係数  BPR通貨コード

他法令 (1)  (2)  (3)  (4)  (5)

輸出貿易管理令別表コード  外為法第48条コード  関税減免戻税コード

内国消費税免税コード  内国消費税免税識別

<5欄>統計品目番号  (e)

数量(1)   数量(2)

BPR按分係数  BPR通貨コード

他法令 (1)  (2)  (3)  (4)  (5)

輸出貿易管理令別表コード  外為法第48条コード  関税減免戻税コード

内国消費税免税コード  内国消費税免税識別

実勢外国為替相場の週間平均値  
(1米ドルに対する円相場)

期 間	週間平均値
令和 4. 9. 4 ~ 令和 4. 9. 10	¥133.00
令和 4. 9. 11 ~ 令和 4. 9. 17	¥128.00
令和 4. 9. 18 ~ 令和 4. 9. 24	¥130.00
令和 4. 9. 25 ~ 令和 4. 10. 1	¥132.00
令和 4. 10. 2 ~ 令和 4. 10. 8	¥129.00

## 第2問 輸入（納税）申告

別紙1の仕入書及び下記事項により、アメリカから食器等を輸入する場合の輸入（納税）申告を輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を使用して行う場合について、以下の問い合わせに答えなさい。

- (1) 別紙2の輸入申告事項登録画面の品目番号欄 ((a) ~ (e)) に入力すべき品目番号を、関税率表の解釈に関する通則に従い、別冊の「実行関税率表」（抜粋）及び「関税率表解説」（抜粋）を参照して、下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。
- (2) 別紙2の輸入申告事項登録画面の課税価格の右欄 ((f) ~ (j)) に入力すべき申告価格（関税定率法第4条から第4条の9まで（課税価格の計算方法）の規定により計算される課税価格に相当する価格）の額をマークしなさい。

### 記

- 1 別紙1の仕入書に記載されている品目に品目番号が同一であるものがある場合には、これらを一の品目番号にとりまとめる。
- 2 品目番号ごとの申告価格が20万円以下であるもの（上記1によりとりまとめたものを含む。）がある場合には、その品目番号が異なるものであっても、これらを関税が有税である品目と無税である品目に分けて、それぞれを一括して一欄にとりまとめる。
- 3 上記2による場合に輸入申告事項登録画面に入力すべき品目番号は、次のとおりとする。
  - (1) 有税である品目については、上記2によりとりまとめた前の品目のうち関税率が最も高いもの（同一の関税率が適用される場合は申告価格（上記1によりとりまとめたものについては、その合計額）が最も大きいもの）の品目番号とし、10桁目は「X」とする。
  - (2) 無税である品目については、上記2によりとりまとめた前の品目のうち申告価格（上記1によりとりまとめたものについては、その合計額）が最も大きいものの品目番号とし、10桁目は「X」とする。
- 4 輸入申告事項登録画面に入力する品目番号 ((a) ~ (e)) は、その品目番号ごとの申告価格（上記1及び2によりとりまとめたものについては、その合計額）が大きいものから順に入力するものとする。
- 5 輸入申告事項登録画面の課税価格の右欄 ((f) ~ (j)) には、別紙1の仕入書に記載されている価格に、下記8及び10の費用が申告価格に算入すべきものである場合にはその額を加算した額（本邦通貨に換算した後の額）を入力することとする。なお、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。
- 6 別紙1の仕入書に記載されている米ドル建価格の本邦通貨への換算は、別紙3の「実勢外国為替相場の週間平均値」を参照して行う。
- 7 別紙1の仕入書に記載されている「Sets of knives, forks and spoons, of stainless steel」は、大型ナイフ6本、デザート用のナイフ6本、フォーク6本、スプーン6本から成るセットで、いずれも貴金属をめっきしてないものとする。

- 8 別紙1の仕入書に記載されている「Butter dish, of copper, not plated with precious metal」500個について、輸入者（買手）は、仕入書価格とは別に、A社から「Butter dish, of copper, not plated with precious metal」500個の生産に使用するための金型の取得費用500,000円を負担し、当該金型を輸出者（売手）に無償で提供する。なお、当該金型は、当該生産のみに使用され、当該生産の後に廃棄される。
- 9 別紙1の仕入書に記載されている「Worn headgear, of leather, containing furskin」は、使い古したものであることが外観から明らかであり、サックに入れて提示されるものとする。
- 10 別紙1の仕入書に記載されている「Pillow, stuffed with feather and down」200個について、輸入者（買手）は、仕入書価格とは別に、A社から「Pillow, stuffed with feather and down」200個に取り付けるための洗濯ラベル200枚の取得費用10,000円を負担し、当該洗濯ラベル200枚を輸出者（売手）に無償で提供する。なお、当該洗濯ラベル200枚は、我が国の法律等に基づき表示することが義務付けられている事項のみを表示しているものではないものとする。
- 11 別紙1の仕入書に記載された食器等については、日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定に基づく税率の適用に必要な条件が具備されていないため、申告に当たっては当該税率を適用しないものとする。
- 12 輸入者（買手）、輸出者（売手）及びA社のいずれの間においても特殊関係はない。
- 13 申告年月日は、令和4年10月3日とする。

① 3925.90-0005	② 3926.30-000X	③ 4203.40-1005
④ 6309.00-0003	⑤ 6506.99-3006	⑥ 6701.00-0003
⑦ 7308.90-0104	⑧ 7323.93-000X	⑨ 7418.10-0001
⑩ 8211.10-000X	⑪ 8215.20-000X	⑫ 8215.99-0005
⑬ 8302.41-0001	⑭ 9404.40-0106	⑮ 9404.90-0002

## INVOICE

## Seller

XYZ Corp.  
1125 E 8th Street  
Los Angeles, CA 90079

## Invoice No. and Date

XYZ-1116 Sep. 5th, 2022

Reference No. XYZ-1007

<b>Buyer</b>		<b>Country of Origin</b>	U.S.A.	
ABC Trading Co.,Ltd. HIGASHI 2-3, CHUO-KU, TOKYO, JAPAN		<b>L/C No.</b>	<b>Date</b>	
<b>Vessel</b>	<b>On or about</b>	<b>Issuing Bank</b>		
Nihon Maru	Sep. 14th, 2022			
<b>From</b>	<b>Via</b>			
Los Angeles, U.S.A.				
<b>To</b>		<b>Payment Terms</b>		
Tokyo, Japan				
<b>Marks and Nos.</b>	<b>Description of Goods</b>	<b>Quantity</b>	<b>Unit Price</b>	<b>Amount</b>
		<b>Unit</b>	<b>per Unit</b>	<b>CIF US\$</b>
	Sets of knives, forks and spoons, of stainless steel	30	40.00	1,200.00
	Butter dish, of copper, not plated with precious metal	500	120.00	60,000.00
ABC TOKYO	Worn headgear, of leather, containing fur skin	2,000	20.00	40,000.00
Made in U.S.A.	Pillow, stuffed with feather and down	200	80.00	16,000.00
	Plastic hinge, for furniture	100	5.00	500.00
	Plastic handle, for permanent installation on steel door	1,200	10.00	12,000.00
		Total : CIF TOKYO	US\$	129,700.00
Total:	1,500CTNS			
N/W :	5,500kgs			
G/W :	7,450kgs		XYZ Corp.	
(Signature)				

**輸入申告事項登録(輸入申告)**

**共通部** **繰返部**

大額／少額	<input type="checkbox"/> 申告等種別	<input checked="" type="checkbox"/> 申告先種別	<input type="checkbox"/> 貨物識別	<input type="checkbox"/> 申告番号	申告等予定年月日	<input type="checkbox"/> 識別符号	<input type="checkbox"/>
あて先官署	<input type="checkbox"/>	あて先部門	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
輸入者	<input type="checkbox"/>		ABC TRADING CO.,LTD.				
住所	TOKYO TO CHUO KU HIGASHI 2-3						
電話	<input type="checkbox"/>						
貯置場所	<input type="checkbox"/>	一括申告	<input type="checkbox"/>	申告等予定者	<input type="checkbox"/>		

  

B/L番号	1 <input type="checkbox"/>	2 <input type="checkbox"/>						
	3 <input type="checkbox"/>	4 <input type="checkbox"/>						
	5 <input type="checkbox"/>							
貨物個数	1,500	CT	貨物重量(グロス)	7,450	KGM			
貨物の記号等	AS PER ATTACHED SHEET							
積載船(機)	<input type="checkbox"/> - NIHON MARU			入港年月日	<input type="checkbox"/>			
船(取)卸港	JPTYO	積出地	USLAX	- <input type="checkbox"/>	貿易形態別符号	<input type="checkbox"/>	コンテナ本数	<input type="checkbox"/>

  

仕入書識別	<input type="checkbox"/>	電子仕入書受付番号	<input type="checkbox"/>	仕入書番号	XYZ-1116
仕入書価格	<input type="checkbox"/> A	- <input type="checkbox"/> CIF	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	

輸入申告事項登録(輸入申告)

共通部 繰返部

<01欄> 品目番号 (a)		品名		原産地 US -	
数量1		数量2		輸入令別表	藏置種別等
BPR係数		運賃按分		課税価格 (f)	
関税減免税コード		関税減税額			
内消税等種別		減免税コード	内消税減税額	内消税等種別	
1				2	
3				4	
5				6	

  

<02欄> 品目番号 (b)		品名		原産地 US -	
数量1		数量2		輸入令別表	藏置種別等
BPR係数		運賃按分		課税価格 (g)	
関税減免税コード		関税減税額			
内消税等種別		減免税コード	内消税減税額	内消税等種別	
1				2	
3				4	
5				6	

  

<03欄> 品目番号 (c)		品名		原産地 US -	
数量1		数量2		輸入令別表	藏置種別等
BPR係数		運賃按分		課税価格 (h)	
関税減免税コード		関税減税額			
内消税等種別		減免税コード	内消税減税額	内消税等種別	
1				2	
3				4	
5				6	

  

<04欄> 品目番号 (d)		品名		原産地 US -	
数量1		数量2		輸入令別表	藏置種別等
BPR係数		運賃按分		課税価格 (i)	
関税減免税コード		関税減税額			
内消税等種別		減免税コード	内消税減税額	内消税等種別	
1				2	
3				4	
5				6	

  

<05欄> 品目番号 (e)		品名		原産地 US -	
数量1		数量2		輸入令別表	藏置種別等
BPR係数		運賃按分		課税価格 (j)	
関税減免税コード		関税減税額			
内消税等種別		減免税コード	内消税減税額	内消税等種別	
1				2	
3				4	
5				6	

実勢外国為替相場の週間平均値  
(1米ドルに対する円相場)

期 間	週間平均値
令和 4. 9. 4 ~ 令和 4. 9. 10	¥133.00
令和 4. 9. 11 ~ 令和 4. 9. 17	¥128.00
令和 4. 9. 18 ~ 令和 4. 9. 24	¥130.00
令和 4. 9. 25 ~ 令和 4. 10. 1	¥132.00
令和 4. 10. 2 ~ 令和 4. 10. 8	¥129.00

【選 択 式】 —— 各問題2点 ——

第3問 次の記述は、関税の確定及び納付に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 税関長は、納税申告に係る貨物の輸入の許可前にする更正であって、当該貨物に係る関税の納付前にするものであり、かつ、納付すべき税額を減額するものについては、更正通知書の送達に代えて、当該納税申告に係る書面に記載した納付すべき税額を是正してその旨を当該納税申告をした者に通知することによってすることができる。
- 2 地域的な包括的経済連携協定（R C E P協定）の規定に基づき当該協定の原産品とされる貨物に係る納税申告をした者は、当該貨物について、当該協定の規定に基づく関税の譲許の便益の適用を受けていない場合において、その適用を受けることにより当該納税申告に係る納付すべき税額が過大となるときは、当該貨物の輸入の許可の日から1年以内に限り、税関長に対し、当該納税申告に係る税額について更正の請求をすることができる。
- 3 税関長は、無申告加算税を徴収しようとするときは、納付すべき税額、納期限及び納付場所を記載した納税告知書を送達して納税の告知をしなければならない。
- 4 税関長の承認を受けて保税展示場に入れられた外国貨物のうち、当該保税展示場における販売を目的とするもの（関税法第4条第1項第3号の2に掲げるもの）に対し関税を課する場合の基礎となる当該外国貨物の性質及び数量は、当該販売がされた時における現況による。
- 5 延滞税の額の計算の基礎となる関税額が1万円未満である場合においては、延滞税の納付は要しない。

第4問 次に掲げる物品のうち、関税率表第84類（原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品）に属するものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 プリンター
- 2 真空式掃除機
- 3 家庭用冷蔵庫
- 4 スマートフォン
- 5 電気電子機器のくず

第5問 次の記述は、関税法第7条第3項の規定に基づく関税率表の適用上の所属の教示に係る照会（以下「事前照会」という。）に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 文書による事前照会は、輸入しようとする貨物の輸入者若しくは輸出者若しくは当該貨物の製法、性状等を把握している利害関係者又はこれらの代理人が行うものとされており、口頭又はインターネットによる事前照会についても、同様とされている。
- 2 文書により事前照会をしようとする照会者が、郵便、信書便、宅配便その他これらに準ずる方法によりその照会書、見本又はこれに代わる写真、図面その他の参考資料を提出することを希望する場合について、税関が受け付けることに支障がなく、かつ、効率的な検討に資すると認められるときには、これらの方法により税関の本関に提出することを認めて差し支えないとされている。
- 3 文書により事前照会が行われた貨物の内容及び当該事前照会に対する回答の内容は、回答後原則として公開することとされており、口頭により事前照会が行われた貨物の内容及び当該事前照会に対する回答の内容についても、同様とされている。
- 4 事前照会に対する口頭又はインターネットによる回答の内容は、照会者の輸入申告の内容を拘束するものではないが、事前照会に対する文書による回答の内容は、照会者の輸入申告の内容を拘束することとされている。
- 5 インターネットによる事前照会は、照会者が文書による照会に準じた取扱いに切り替えることを希望する場合を除き、電子メール本文に、必要事項を記入の上、税関の事前照会用電子メールアドレスに送信することにより、行うこととされている。

第6問 日本国とX国とを締約国とする二国間の経済連携協定に、下表1の原産地規則が定められている場合において、下表2のAからEまでの原材料を使用して製品YがX国において生産されたものとする。製品YのFOB価格が2,000円であるとした場合に、次の1から5までのうち、製品Yが当該協定に基づくX国の原産品とされないものはどれか。X国の原産品とされないものをすべて選び、その番号をマークしなさい。なお、原材料A、B、C、D、E以外の原材料は、製品Yの生産に使用されないものとする。

- 1 X国の原産材料でない原材料A、B、C、D、Eを使用して生産された製品Y
- 2 X国の原産材料である原材料EとX国の原産材料でない原材料A、B、C、Dを使用して生産された製品Y
- 3 X国の原産材料である原材料AとX国の原産材料でない原材料B、C、D、Eを使用して生産された製品Y
- 4 X国の原産材料である原材料BとX国の原産材料でない原材料A、C、D、Eを使用して生産された製品Y
- 5 X国の原産材料である原材料B、CとX国の原産材料でない原材料A、D、Eを使用して生産された製品Y

下表1

(原産地規則)

《原産品の要件》

原産材料割合が50%以上のものは、当該締約国の原産品とする。

原産材料割合の算定については、次の数式を適用する。

$$\text{原産材料割合(%)} = \frac{\text{FOB価格} - \text{VNM}}{\text{FOB価格}} \times 100$$

この場合において、「VNM」とは、製品の生産において使用された非原産材料の価格を合計した価額をいう。

下表2

原材料	原材料の価格(円)
A	300
B	50
C	150
D	250
E	500

第7問 日本国とA国とを締約国とする二国間の経済連携協定に、下表の原産地規則が定められている場合において、次に掲げる物品のうち、当該協定に基づく締約国の原産品とされるものはどれか。以下の原産地規則及び関連物品の関税率表の所属を参考にし、当該協定に基づく締約国の原産品とされるものをすべて選び、その番号をマークしなさい。なお、問題文に記載されているものを除き、当該物品に使用されうるその他の材料については、考慮する必要はないものとする。

- 1 B国（非原産国）から輸入したB国で生産された紡毛織物を使用して、A国で生産された男子用のシャツ
- 2 B国（非原産国）から輸入したB国で生産されたたてメリヤス編物を使用して、A国で生産された男子用のスーツ
- 3 日本から輸入した日本で生産された絹織物を使用して、A国で生産された女子用のシャツ
- 4 B国（非原産国）から輸入したB国で生産された綿糸を使用して、A国でメリヤス編物を生産し、当該メリヤス編物を使用して、A国で生産されたTシャツ
- 5 B国（非原産国）から輸入したB国で生産された合成繊維の紡績糸を使用して、A国で生産された毛布

（原産地規則）

《原産品》

この協定の適用上、次の产品は、締約国の原産品とする。

- ・非原産材料を使用して当該締約国において生産される产品であって、《品目別原産地規則》を満たすもの。

《品目別原産地規則》

- ・第61類：メリヤス編み又はクロセ編みと製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ
- ・第62類：紡織用繊維の織物類又は編物からの製造
- ・第63類：化学品、第47.01項から第47.06項まで若しくは第50.01項に該当する物品、紡織用天然繊維（生糸を除く。）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造

（関連物品の関税率表の所属）

関連物品	絹織物	紡毛織物	綿糸	合成繊維の紡績糸	たてメリヤス編物	メリヤス編物
関税率表の所属	第50.07項	第51.11項	第52.05項	第55.09項	第60.05項	第60.06項

関連物品	男子用のスーツ	Tシャツ	男子用のシャツ	女子用のシャツ	毛布
関税率表の所属	第61.03項	第61.09項	第62.05項	第62.06項	第63.01項

【計算式】 —— 各問題2点 ——

第8問 下表1の3品目について、一の輸入（納税）申告書により申告をし、輸入の許可を受けようとする場合において、当該3品目に係る納付すべき関税、消費税及び地方消費税の額を計算し、これらの合計額をマークしなさい。

なお、消費税及び地方消費税の税率は、下表2のとおりとし、軽減税率が適用可能な品目に係る消費税及び地方消費税の額は、軽減税率を用いて計算するものとする。また、当該3品目の中には、消費税法上的一体貨物に該当するものは含まれていないものとする。

(表1)

品名	課税価格	関税率
オレンジジュース (人の飲用に供されるもの)	5,126,129円	21.3%
魚のくず (人の食用に供されないもの)	2,837,653円	無税
プラスチック製バッグ	5,000円	3.9%

(表2)

	標準税率	軽減税率
消費税率	7.8%	6.24%
地方消費税率	2.2% (消費税額の22/78)	1.76% (消費税額の22/78)

第9問 外国貨物について輸入（納税）申告をし、輸入の許可を受けたが、当該許可後において下表1のとおり課税標準額及び適用税率に誤りがあることが判明し、下表2の経緯で関税法第7条の14の規定に基づき修正申告を行う場合に、当該修正申告により納付すべき関税額及び延滞税の額を計算し、これらの合計額をマークしなさい。なお、延滞税は、法定納期限の翌日から当該関税額を納付する日までの日数に応じ、年2.4%（当該関税額の納期限の翌日から2月を経過する日後は年8.7%）の割合を乗じ、1年は365日として計算するものとする。

（表1）

	課税標準額	適用税率
修正申告前 (輸入（納税）申告時)	13,253,724円	5.0%
修正申告時	25,394,621円	12.5%

（表2）

- ・令和4年5月1日 輸入（納税）申告及び関税の納期限の延長の承認日
- ・令和4年5月31日 輸入の許可の日
- ・令和4年6月2日 保税蔵置場から貨物を搬出した日
- ・令和4年8月1日 関税の納期限の延長の期限日及び当初の輸入（納税）申告に係る関税額の納付の日
- ・令和4年9月15日 修正申告及び修正申告に係る関税額の納付の日

（注）上記の過程において、延滞税の免除事由に該当する事実はない。

（参考）令和4年の暦

- ・令和4年5月1日から5月31日まで（31日間）
- ・令和4年6月1日から6月30日まで（30日間）
- ・令和4年7月1日から7月31日まで（31日間）
- ・令和4年8月1日から8月31日まで（31日間）
- ・令和4年9月1日から9月30日まで（30日間）

第10問 次の取引内容に係る輸入貨物の課税価格を計算し、その額をマークしなさい。

- 1 本邦の輸入者M（買手）は、A国の輸出者X（売手）との間において、金属加工機械50台に係る売買契約を締結し、当該売買契約により当該金属加工機械50台を輸入する。
- 2 MとXとの間の当該売買契約における当該金属加工機械50台の価格（F O B 価格）は、5,000,000円である。
- 3 Mは、A国に所在するYとの間で締結した買付業務委託契約に基づき、Yに対し、Mに代わり、Mの要求をXへ通知する業務及びクレーム処理に関する交渉を行う業務を委託する。Yは、Mの管理の下で、Mの計算と危険負担によりこれらの買付に係る業務を行う。Mは、上記2の売買契約に係る貨物代金とは別に、これらの買付に係る業務の対価として90,000円の手数料をYに支払う。
- 4 Mは、上記費用等とは別に当該金属加工機械の輸入に関し、次に掲げる費用を負担する。

イ	輸出港から輸入港に到着するまでの運送に要する運賃	250,000円
ロ	コンテナー賃借料	80,000円
ハ	輸出港から本邦所在のMの工場までの運送に要する一括して締結した保険契約に係る保険料	100,000円
ニ	輸入港における船卸しに要する費用	45,000円
ホ	輸入港到着後に行われた船舶の復旧に要する費用	500,000円
ヘ	輸入港から本邦所在のMの工場までの運送に要する運賃	50,000円
- 5 M、X及びYの間には、それぞれ特殊関係はない。

第11問 次の取引内容に係る輸入貨物の課税価格を計算し、その額をマークしなさい。

- 1 本邦の輸入者M（買手）は、A国の輸出者X（売手）との間において、プラスチック製品150個に係る延払条件付の売買契約を締結し、当該売買契約により当該プラスチック製品150個を輸入する。
- 2 当該売買契約には、次の事項が規定されている。
  - イ 単価（工場渡し価格）… 50,000円／個
  - ロ 数量値引きとして、当該売買契約における当該プラスチック製品の契約数量150個のうち、51個から100個までの50個については5%を、101個から130個までの30個については10%を、131個から150個までの20個については15%を1個当たりの単価から差し引く旨
  - ハ 当該プラスチック製品の代金に係る支払期日を経過した場合には延払金利が発生する旨
- 3 Mは、A国所在の仲介者Bに対し、当該売買契約に係る輸入取引の成立のための仲介業務の手数料として、Xに支払う当該プラスチック製品150個の代金とは別に、200,000円を支払う。
- 4 Mは、当該プラスチック製品が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃として、当該プラスチック製品150個の代金とは別に、180,000円を運送会社に、当該運送に要する保険料60,000円を保険会社に対してそれぞれ支払う。ただし、当該プラスチック製品に損害がなかつたため、保険会社からMに対し、保険契約に基づき支払った保険料のうち25,000円が払い戻されることとなっている。
- 5 Mは、当該プラスチック製品150個の代金に係る支払期日を経過したため、延払金利として、当該プラスチック製品150個の代金とは別に、100,000円をXに支払う。
- 6 M、X及びBの間には、それぞれ特殊関係はない。

第12問 次の取引内容に係る輸入貨物の課税価格を、関税定率法第4条の3第1項の規定により、当該輸入貨物と同種又は類似の貨物に係る国内販売価格に基づき計算し、その額をマークしなさい。

- 1 本邦の輸入者Mは、A国の輸出者Xとの委託販売契約に基づき、A国で生産された精密機器500台（以下「輸入貨物」という。）を輸入する。
- 2 輸入貨物の課税物件確定の時における性質及び形状により、その課税物件確定の時の属する日又はこれに近接する期間内に、Mが自己と特殊関係のある者に対して輸入貨物と同種の貨物（A国で生産されたもの）を国内において販売した状況は次のとおりとする。

単価	単価ごとの販売に係る数量
17,000円	100台
15,000円	300台

- 3 輸入貨物の課税物件確定の時における性質及び形状により、その課税物件確定の時の属する日又はこれに近接する期間内に、Mが自己と特殊関係のない者に対して輸入貨物と類似の貨物（A国で生産されたもの）を国内において販売した状況は次のとおりとする。

単価	単価ごとの販売に係る数量
20,000円	300台
18,000円	400台

- 4 輸入貨物と同類の貨物（同一の産業部門において生産された輸入貨物と同一の範疇に属する貨物）で輸入されたものの国内における販売に係る通常の利潤及び一般経費（輸入港到着後国内において販売するまでの運送に要する通常の運賃、保険料その他当該運送に関連する費用は含まない。）は、1台当たり6,000円とする。
- 5 国内において販売された、輸入貨物と同種又は類似の貨物（A国で生産されたもの）に係る輸入港到着後国内において販売するまでの運送に要する通常の運賃、保険料その他当該運送に関連する費用は、1台当たり2,000円とする。
- 6 国内において販売された、輸入貨物と同種又は類似の貨物（A国で生産されたもの）に係る本邦において課された関税その他の公課は、1台当たり1,000円とする。

【択一式】 —— 各問題1点 ——

第13問 次の記述は、輸出通関に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 輸出の許可を受けた貨物の全部について、当該貨物が船舶に積み込まれる前にその輸出が取止めとなり、これを国内に引き取る場合は、輸入貿易管理令の規定による輸入承認は要しないこととされている。
- 2 輸出申告は、税関長の承認を受けた場合を除き、その申告に係る貨物を保税地域等に入れた後に、当該保税地域等の所在地を所轄する税関長に対してしなければならない。
- 3 指定保税地域に置かれた外国貨物について、関税法第40条第2項（貨物の取扱い）の規定により簡単な加工を施した場合は、当該外国貨物を外国貨物のまま本邦から外国に向けて積み戻すことができないこととされている。
- 4 輸出の許可後において貨物の積込港を変更しようとする場合には、当該輸出の許可の取消しを受け、その変更後の内容により輸出申告をしなければならない。
- 5 本船扱いの承認を受けて輸出しようとする貨物を外国貿易船に積み込んだ後、その輸出の許可前に当該外国貿易船が外国に向けて航行を開始した場合においては、当該貨物に係る関税法第2条第1項第2号（定義）に規定する輸出の具体的な時期は、当該貨物を当該外国貿易船に積み込んだ時とすることとされている。

第14問 次の記述は、輸入通関に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 輸入しようとする貨物について地域的な包括的経済連携協定（RCEP協定）における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けようとする輸入者は、当該輸入者が自ら作成した締約国原産品申告書を税関長に提出することによって、当該貨物が当該協定の我が国以外の締約国の原産品とされるものであることを申告することができない。
- 2 輸入しようとする貨物について地域的な包括的経済連携協定（RCEP協定）における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けようとする場合においては、当該貨物の課税価格の総額が20万円以下であるときであっても、当該協定に基づく締約国品目証明書を税関長に提出しなければならない。
- 3 特例輸入者は、輸入しようとする貨物の種類にかかわらず、特例申告を行うことができる。
- 4 複数の輸入の許可に係る特例申告について、これらの特例申告が同一の特例輸入者に係るものであっても、その輸入の許可を受けた数量又は価格に変更があったものについては、一括特例申告を行うことはできないこととされている。
- 5 特例輸入者は、輸入の許可を受けるためにその申告に係る貨物を入れる保税地域等の所在地を所轄する税関長以外の税関長に輸入申告をする場合には、その輸入申告をしようとする税関長に対し、あらかじめその旨を届け出なければならないこととされている。

第15問 下表のAからEまでの各行の右欄（「物品」の欄）のa. からc. までに掲げる物品のうち、左欄（「関税率表の類」の欄）に掲げる関税率表の類に属さないものはどれか。次の1から5までのうち、その属さないものの組合せが正しいもの一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい組合せがない場合には、「0」をマークしなさい。

	関税率表の類	物品
A	第15類（動物性、植物性又は微生物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう）	a. エクストラバージンオリーブ油 b. グリセリン（粗のもの） c. カカオ脂
B	第29類（有機化学品）	a. ビタミンAとビタミンDの混合物 b. 化学的に単一のメチルアルコール c. 化学的に純粹なショ糖
C	第62類（衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。））	a. 毛皮を裏張りした絹製の織物のコート b. メリヤス編みのガードル c. 縄製の織物のハンカチ
D	第83類（各種の卑金属製品）	a. チタン製のペーパーナイフ b. アルミニウム製のペン皿 c. 鉄鋼製の金庫
E	第96類（雑品）	a. スマートフォン用の自撮り棒 b. プラスチック製のカフスボタン c. 櫛（くし）

- 1 A - c      B - a      C - a      D - a      E - a  
 2 A - a      B - c      C - b      D - b      E - b  
 3 A - b      B - a      C - b      D - c      E - a  
 4 A - c      B - c      C - a      D - a      E - b  
 5 A - c      B - b      C - c      D - c      E - c

第16問 次の記述は、関税率表における物品の所属の決定に関するものであるが、その記述の誤っているものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、誤っている記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

関連する関税率表の部及び類の表題は、以下のとおり。

- 1 第2類の類注において、食用の生きていない昆虫類は、第2類には含まないこととされている。
- 2 第30類の類注において、ニコチンを含有する禁煙補助用のチューアイナガムは、第30類には含まないこととされている。
- 3 第48類の類注において、雲母粉を塗布した紙は、第48類には含まないこととされている。
- 4 第16部の部注において、機械類その他の技術的用途に供する種類の革製品は、第16部には含まないこととされている。
- 5 第92類の類注において、楽器の清掃用ブラシは、第92類には含まないこととされている。

関税率表の部及び類の表題

第2類	肉及び食用のくず肉
第30類	医療用品
第48類	紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品
第16部	機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品
第92類	楽器並びにその部分品及び附属品

第17問 次の記述は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（以下「オーストラリア協定」という。）における関税についての特別の規定による便益に係る税率（以下「オーストラリア税率」という。）の適用に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しいものがない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 オーストラリア税率の適用を受けるために税関長に提出するオーストラリア協定に基づく締約国原産品申告書は、輸入貨物に係る輸出者及び生産者が自ら作成することができない。
- 2 オーストラリア協定に基づく締約国原産品申告書を自ら作成した輸入者は、当該締約国原産品申告書を輸入申告に際して税關に提出した場合であっても、その写しをその輸入の許可の日の翌日から5年間保存しなければならない。
- 3 輸入しようとする貨物についてオーストラリア税率の適用を受けようとする輸入者は、当該輸入者が自ら作成した締約国原産品申告書を税關長に提出することによって、当該貨物がオーストラリア協定の締約国の原産品とされるものであることを申告することができる。
- 4 オーストラリア税率の適用を受けるためにオーストラリア協定に基づく締約国原産品申告書を税關長に提出する場合は、輸入貨物がオーストラリア協定の締約国の原産品であることを明らかにする書類を提出することを要しない。
- 5 オーストラリア税率の適用を受けて輸入しようとする貨物がオーストラリア協定の締約国以外の地域を経由して本邦に運送されたものである場合において、当該貨物の課税価格の総額が30万円以下であるときは、当該貨物に係る輸入申告の際にオーストラリア協定に基づく運送要件証明書を提出することを要しない。

